

人権施策基本方針 体系図

第1章

基本的な考え方

めざす社会

お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない社会

人権尊重の基本理念

めざす社会の構築に向け、3つの基本理念を掲げ、様々な施策を総合的に展開

- ① 一人ひとりが自己決定権に基づいて個性と能力を発揮（自己実現）する公平な機会が保障された社会の構築
- ② 人権侵害、差別をもたらす社会的要因の解消と一人ひとりの人権尊重意識の高揚
- ③ すべての人の尊厳と社会参加が保障され、等しく社会の一員として尊重される社会の実現

第2章

人権施策の推進方針

基本的施策の推進方針（すべての人権課題に共通する施策）

あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

- 1 人権教育
- 2 人権啓発

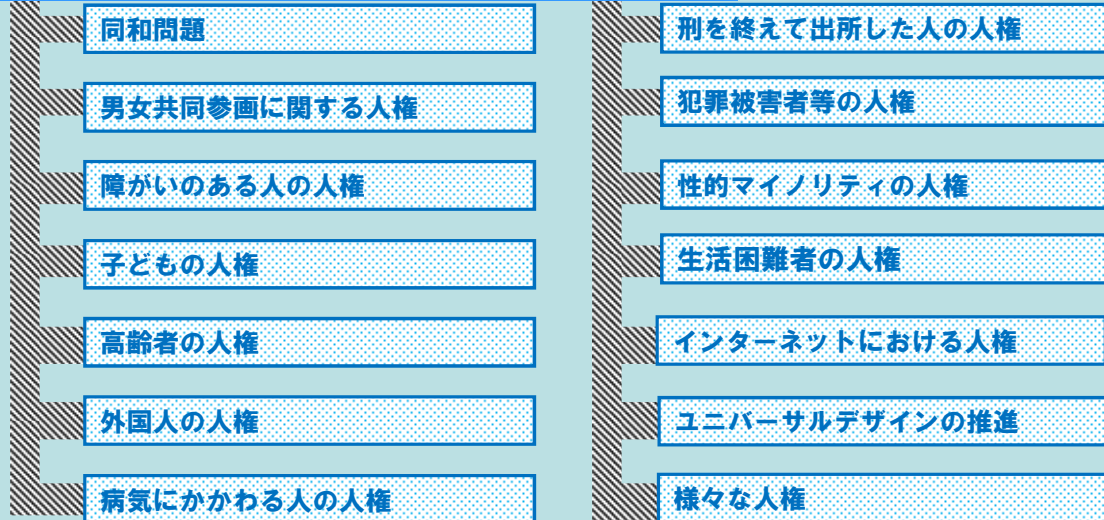
相談・支援の充実

- 1 相談機能の充実
- 2 救済制度の確立の国への要望

第3章

分野別施策の推進

様々な分野における施策の推進方針



※ 新たに推進方針を明示した人権問題

第4章

人権施策の推進体制

県の推進体制

人権尊重の社会づくり相談ネットワーク、いじめ問題検証委員会 等
鳥取県人権尊重の社会づくり協議会 等
人権尊重の社会づくり委員会（庁内）、意識調査等の実施

鳥取県人権文化センター等との連携・協働

国、市町村、企業、NPO等との連携